

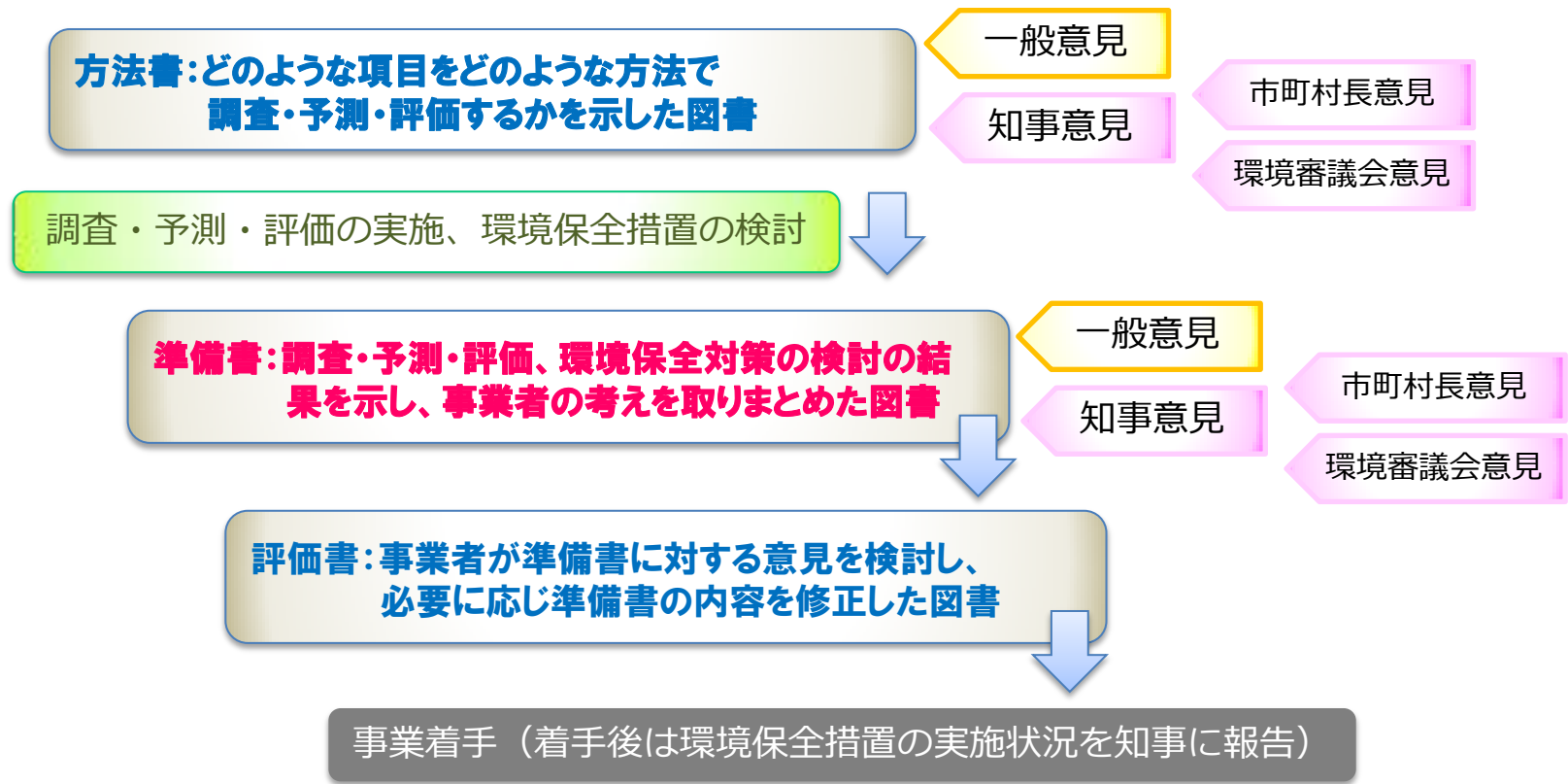
環境影響評価制度及び事業概要等について

(徳本砕石工業株式会社採石場拡張事業)

1. 環境影響評価制度

環境影響評価制度とは、事業者が、開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境に及ぼす影響について、予め事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方や行政の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくことを目的とした制度です。

■ 県条例に基づく手続きフロー



(今回審議いただく内容について)

方法書	準備書	評価書
<ul style="list-style-type: none">・事業計画 (事業目的、事業内容)・関係法令の整理・地域の概況 (既存資料による) 自然的状況(大気、水質等)の整理 社会的状況(人口、産業、土地利用等)の整理・評価項目の選定・調査、予測及び評価の方法	<ul style="list-style-type: none">・環境影響評価の結果 調査結果 予測結果 評価結果・環境保全措置・事後調査・総合評価	<ul style="list-style-type: none">・環境影響評価の結果 調査結果 予測結果 評価結果・環境保全措置・事後調査・総合評価

方法書の知事意見

準備書の知事意見

2. 事業概要

(1) 経緯等

徳本砕石工業株式会社は昭和45年に創業を開始し、現在45年目を迎えている。長年にわたる骨材の供給により、既認可区域の残存量は減少しており、隣接地に採石場の拡張事業を計画する。

(2) 事業者名 徳本砕石工業株式会社(奈良県吉野郡大淀町芦原531-6)

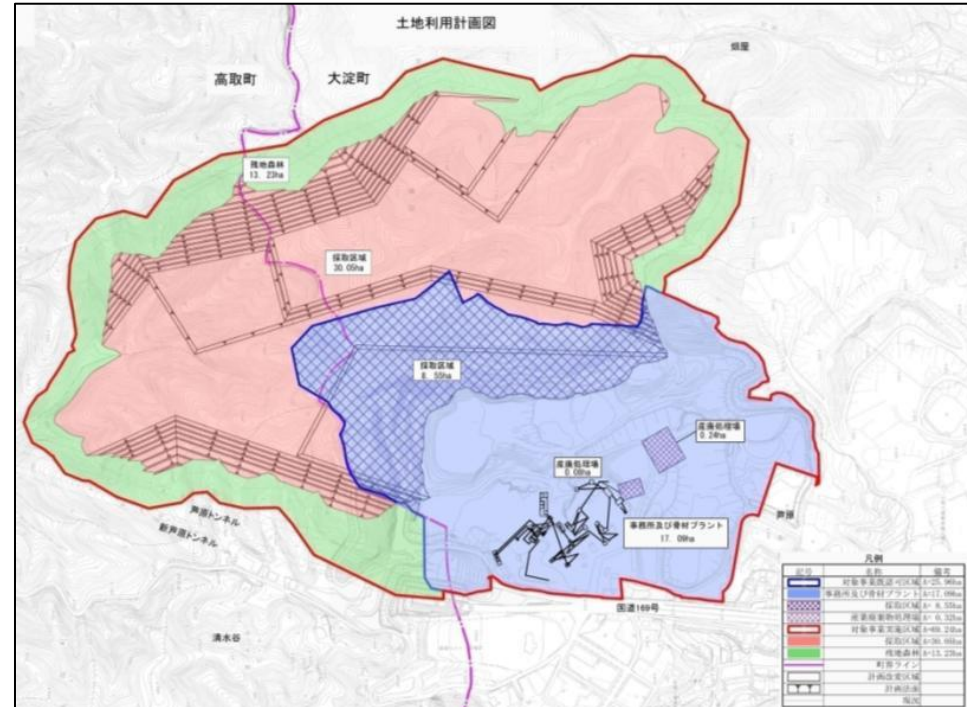
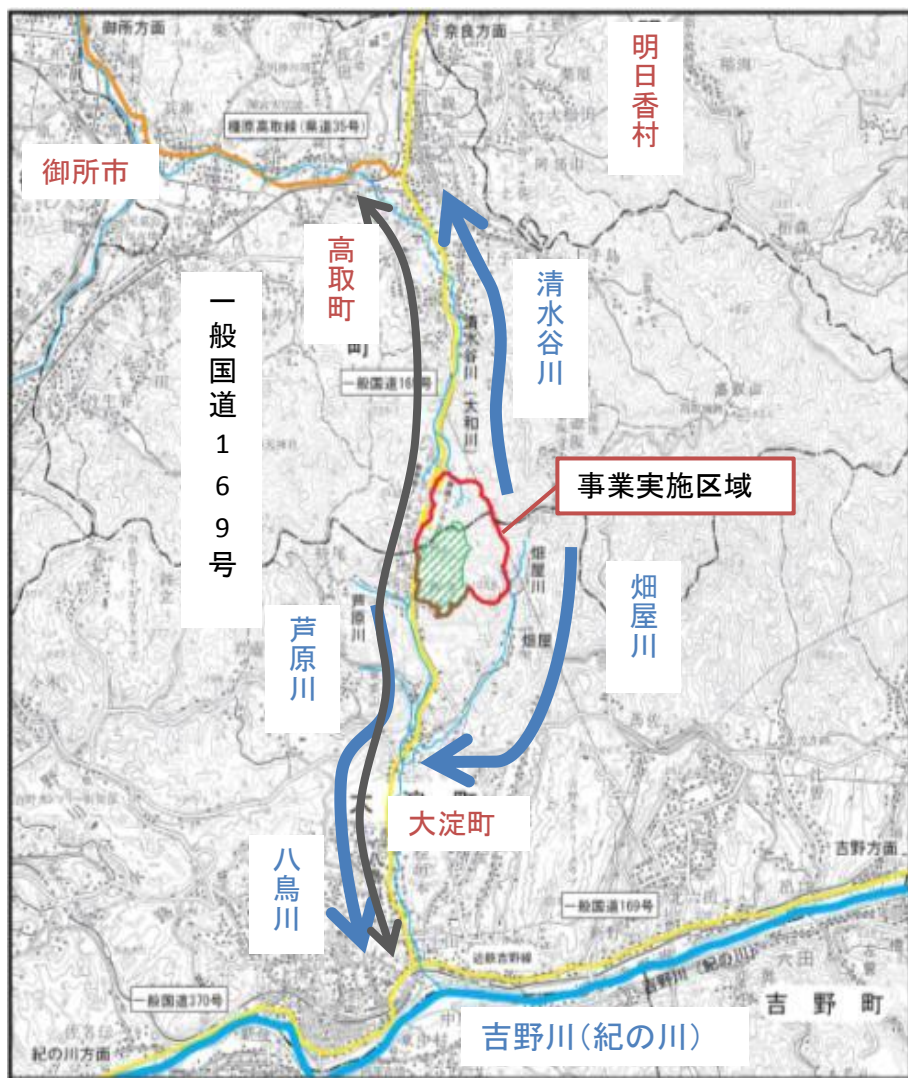
(3) 事業名 徳本砕石工業株式会社採石場拡張事業

(4) 事業区域 奈良県吉野郡大淀町芦原地内
奈良県高市郡高取町清水谷地内

(5) 事業面積 環境影響評価の対象となる事業地面積: 69.24ヘクタール

(6) 事業期間 新規埋立区域の事業期間: 43年間

(事業実施区域の概況)



名称	面積 (ha)
対象事業既認可区域	25.96
採取区域	30.05
残置森林	13.23
合計	69.24

3. 審議の経緯

方法書：評価項目・手法の選定



環境アセスメントの実施

H26.10.1 公告・縦覧 H26.11.10、14 現地確認
 H26.12.9 意見概要提出
 H26.12.12, H27.1.16 部会審議
 H27.2.5 審議・答申…(別紙1)
 H27.2.16 知事意見…(別紙2)

調査・予測・評価の実施
 環境保全措置の検討

【今回の手続】



準備書：環境アセスメントの結果の公表

H28.3.31 公告 H28.3.31～5.2 縦覧
 H28.5.3～5.16 意見聴取期間 →意見の提出数 0
 H28.5.24 意見概要提出

環境影響評価審査部会

H28.5.13、7.8、8.1
 部会審議・部会意見



環境審議会

審議・答申



知事意見

知事意見

評価書：環境アセスメントの結果の確定

公告～1月間 縦覧

※事業の着手は評価書公告後